一般事業主行動計画

- 1 計画期間: 令和7年10月1日 から 令和12年9月30日までの5年間
- 2 内 容:

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置

■ 目標を達成するための方策と実施時期

令和7年10月~ 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 令和7年10月~ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し 令和12年6月~ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務 内容や業務体制の見直し